

収入保険制度について（青色申告を始めましょう）

収入保険制度とは、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する制度です。

収入保険制度は任意加入の保険制度であり、制度が始まる平成31年からは、農業者は収入保険制度と農業共済、収入減少影響緩和対策（ナラシ）、野菜価格安定制度などの類似制度の中からいずれかを選択し、自らの経営に最適な制度に加入することができます。

- 1 **対象者**：青色申告を行っている農業者（個人・法人）
※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 2 **対象収入**：農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除かれます。
- 3 **補償内容**：当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填されます。
※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかを選択できます。
- 4 **保険料・積立金**：保険料は掛捨て、積立金は補填に使われない限り翌年に持ち越されます。
※保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
- 5 **加入・支払時期**
 - (1) **保険期間**：個人は1月～12月、法人は事業年度の1年間
 - (2) **加入申請**：原則、保険期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付
 - (3) **補填金の支払**：保険期間終了後の税申告後（個人は翌年3～6月）

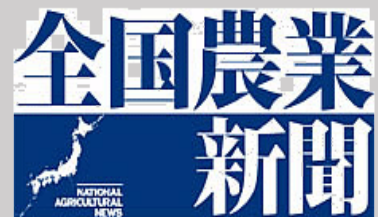
加入、問い合わせの窓口は農業共済組合となります。また現在、十勝NOSA Iホームページで保険料等のシミュレーションをすることができます。制度選択の参考として活用ください。その他、制度の詳細については農林水産省のホームページをご覧ください。

○十勝NOSA Iホームページ <http://www.tokachi-nosai.or.jp/>

○農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。全国農業新聞は、農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

- ◆発行日 毎週金曜日
- ◆購読料 月700円（送料、税込）
- ◆発行 全国農業会議所



◆広報委員◆

・ ・ ・ ・ ・ 副委員
 委 委 委 委 委 員
 員 員 員 員 員 長
 中 蛭 橋 齊 高 香 菅 前
 村 原 本 藤 野 西 野 川
 富
 士 一 浩 一 英 浩 能 厚
 男 治 弥 男 一 志 稔 司

各種申請は毎月10日

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

幕別町のトップページ

- 右下の「町政情報」の「幕別町農業委員会」
- 「○各種様式」をクリック